

# 学校感染症による出席停止について

都立墨田工科高等学校 定時制課程

学校感染症（裏面参照）により療養した際は、下記の空欄に必要な事項を保護者の方がご記入ください。

生徒は、治癒して登校する日に、この書類に「医療機関の領収書の写し」または「処方薬の説明書の写し」等を添付して担任へ提出してください。なお、状況により、医師による証明書の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

切り取らずに提出してください

## 学校感染症による出席停止連絡票【医療機関領収書のコピー等添付のこと】

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

【(診断名) \_\_\_\_\_】のため、下記の期間、療養しました。

1. 診断を受けた日 令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 (\_\_\_)
2. 療養した期間 令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 (\_\_\_) から  
令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 (\_\_\_) まで
3. 症状の経過（発熱等の状況について、具体的に記入してください。）

4. 受診した医療機関

【医療機関名】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

\_\_\_年1組\_\_\_番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

書類の流れ：生徒→担任→養護教諭（保管）

# 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則第 18 条

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで (かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後 2 日を経過するまで
第三種	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
第三種	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※ 出席停止期間の数え方

「発症後〇日を経過するまで」という場合は、発症した日の翌日を第 1 日として算定します。